

愛知県公立大学法人学生緊急支援基金 ご支援のお願い

目的

自宅外から通学する経済的に困窮している愛知県立大学及び愛知県立芸術大学の学生（学生緊急支援金受給者を除く）を支援することを目的とします。

募集期間

令和2年5月29日（金）から令和2年12月31日（木）

対象

基金の趣旨にご賛同くださる方ならどなたでも、ご寄附いただけます。

基金へのご寄附

個人の方	一口 5,000円 (何口でもお申込みいただけます。)
法人の方	一口 10,000円 (何口でもお申込みいただけます。)

基金活用事業

皆様からいただいた寄附をもとに、自宅外から通学する経済的に困窮している愛知県立大学及び愛知県立芸術大学の学生（学生緊急支援金受給者を除く）に対して、寄附総額に応じた支援金の支給を行います。

支援対象は、以下から選択していただけます。

- 愛知県立大学の学生に対する支援
- 愛知県立芸術大学の学生に対する支援
- 両大学（愛知県立大学及び愛知県立芸術大学）の学生に対する支援

ご寄付の方法

○金融機関窓口からの振込の場合

別添「愛知県公立大学法人学生緊急支援基金寄附申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、下記【連絡先】にメール・FAX又はご郵送くださいると

ともに、申込書指定の口座にお振り込みください。

○インターネットからのご寄附

クレジットカード決済によりご寄附頂けます。

○「寄附金受領証明書」の送付

ご入金の確認後、「寄附金受領証明書」をお送りいたします。お届けまでに2週間前後かかりますので、ご了承ください。
（「寄附金受領証明書」は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。）

税制上の優遇措置

ご寄附いただいた寄附金については、税制上の優遇措置が受けられます。個人からのご寄附については、所得税の優遇措置として「所得控除」を、個人住民税優遇措置として「税額控除」が受けられます。

○個人からのご寄附

1. 所得税の優遇措置

寄附された年の所得金額から控除を受けることができます（所得控除）。
所得金額に対して寄附金額が大きい場合、減税効果が大きくなります。

寄附金控除額＝寄附金合計－2,000円

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。

2. 個人住民税（県民税・市町村民税）の寄附金税額控除

寄附された翌年の1月1日現在、愛知県内に住所を有する方は、寄附された翌年の個人県民税から控除を受けることができます。

また、お住まいの市町村が本学を寄附控除の対象として指定している場合、個人市町村税の控除を受けられます。

税額控除額 = (寄附金合計 - 2,000 円) × (4% 【県民税】 + 6% 【市町村税】)

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の 30%が上限です。

※名古屋市にお住まいの方は、2017 年度税制改正に伴い個人県民税からの控除率が 2%（従来は 4%）になります。

※市町村税はお住まいの市町村の指定がある場合のみ。

※詳細は愛知県庁の Web サイト「条例指定寄付金の取扱について」をご覧ください。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000021605.html>

○法人等からのご寄附

全額損金算入が可能です。

○優遇措置を受ける手続き

確定申告期間に「寄附金受領証明書」を添えて税務署に申告してください。

謝意

- ・ご寄附頂いた方のご芳名を本学ホームページ上でご紹介させていただきます（公開をご希望されない方は掲載いたしません）。
- ・大学行事のご案内・ご招待等を送付させていただきます。

基金の管理運営

皆様から頂いたご寄附は法人事務局総務部門において、適切に管理運営致します。

個人情報の保護

本基金のためにご提供頂いた個人情報は、寄附金収受業務及び寄附募集に関する業務以外には使用致しません。

連絡先（送付先）

愛知県公立大学法人 基金事務局（総務部門総務部総務課）

〒480-1198

愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522 番 3

[TEL] 0561-64-1114 [Fax] 0561-64-1101

[E-mail] soumuka@puc.aichi-pu.ac.jp

[URL] <https://www.puc.aichi-pu.ac.jp/>